

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成16年9月30日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第44号

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の施行期日を定める規則

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の施行期日は、平成16年10月1日とする。

(都市計画局建築指導部指導課)